

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月11日現在

機関番号：21401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21760504

研究課題名（和文）戦前期地方官舎に見る日本近代都市独立住宅の成立と展開に関する研究

研究課題名（英文）Historical Study on the Local Official Residence in Modern Japan

研究代表者

崎山 俊雄（SAKIYAMA TOSHIO）

秋田県立大学・システム科学技術学部・准教授

研究者番号：50381330

研究成果の概要（和文）：本研究では、戦前期日本における地方官舎の展開過程について明らかにした。明治初期に新政府により規定された地方官舎は、地方自治制度の展開過程を背景に、地方に移管され、以後、明治初期の考え方の上に、一定程度の独自性を加えながら展開したことを明らかにした。また地方官舎の平面構成は、江戸時代の武士住宅を下地として、特に大正期から昭和戦前期にかけ、近代的理念を付加しながら展開されたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, I clarify the deployment process of the local official residence in modern times. The local official residence developed against the background of the process of a decentralization. And the floor planning of the local official residence in modern times developed, adding a modernistic idea, above the idea of the samurai residence of the Edo period.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学、建築史・意匠

キーワード：戦前期、地方官舎、地方行政、地方財政、平面構成、近代住宅

1. 研究開始当初の背景

本研究は、戦前期日本における地方官舎建築の展開過程を明らかにし、その建築史的意義について考察しようとするものである。

官舎は、明治以降の都市独立住宅の源流と見做されている江戸時代の武士住宅を下地に、近代の行政機構を背景として展開された建築である。戦前期を通じてこれほど大々的に住宅の供給が為された例は他になく、即ちこれらは日本近代住宅の成立と展開の過程

を実証的に追うことのできる好例と言えるが、これまでのところ、近代の官舎建築に対して解明されてきた問題は極めて少ない。

本研究代表者は、これまで、近代の官舎建築に関する研究を継続的に行ってきた。近代住宅はこれまで、啓蒙的建築家の提案などを主とした断片的な事例の積み重ねにより近世との断絶の上に語られることの多かったのに対し、官舎は、前記した特質によりこれら近代住宅の理解に対して新たな視角を提

示することが可能な対象と考えられたからである。本研究では、これら一連の成果の上に、特に戦前期の地方官舎建築に焦点を当てて研究を発展させようと試みた。とりわけ日本の近代住宅について考察する上で、これまで殆ど総合的な観点から検討されてこなかったものの、地方の動向を精査することは不可欠の作業と言い得る。

2. 研究の目的

本研究の最大の目的は、地方官舎建築の歴史に関する基礎的事実の把握である。即ち制度の面から言えば、地方官舎はどのような社会的背景の上に成立したのか、またそうした制度的な枠組みはどのように変遷したのか、といった点を解明することであり、一方、建築の面から言えば、何時、何所に、どのような建築が、誰により、どのような経緯を経て計画され建設されたのか、といった点を把握することである。

次いで第二の目的は、新たな知見の上に立って地方官舎の成立と展開の過程を解明することである。とりわけ地方制度が未成立な明治初期、地方制度の萌芽期に当たる明治中期、地方制度展開期と言い得る明治後期～昭和戦前期を主な時代区分として、各時期における変遷を明らかにすることを試みる。

3. 研究の方法

上記した目的に照らして、本研究は以下の手順により進められた。

- (1) 地方公立文書館の史料整備状況の把握
- (2) 地方文書館蔵関連史料のデータベース化
- (3) 史料の収集
- (4) 収集史料の精読および史的考察

まず、史料の現存状況（現存簿冊数、史料および史料データベースの整備状況、近代期史料全般に関する保存状況など）について、全国的な基礎調査（ヒアリングによる）を行った。現存が確認される分については、目録等を通覧して文書リストを作成した。以上の作業を通して詳細調査（史料収集のための現地調査）を行う対象を決定した。結果的に、史料の現存状況と地域的な均衡に鑑み、北海道、秋田県、宮城県、新潟県、群馬県、埼玉県、神奈川県、長野県、三重県、奈良県、京都府、島根県、山口県、の1道1府11県について現地調査（史料収集）を行った。また、制度的に地方とは言えないが、比較のため台湾総督府の官舎建築に関しても、日本国内に現存する史料について調査・収集した。

なお、上記(4)において住宅の平面構成を分析するに際しては、居住者の職階に基づく平面規模の大小と、同等の職階における主として接客空間の構成の違いに着目した。近世武士住宅を下地とした近代住宅において、接客空間は重要な観点と考えられるからであ

る。これにより近代の官舎建築を、日本住宅史の延長線上に論じることも可能になると考えられる。

4. 研究成果

(1) 関連史料の現存状況と史料の位置づけ

明治期の動向に関しては、埼玉県における史料の残存状況が出色であった。これらは他県に比較して時代的な観点からも、現存する史料の種類および量の観点からも、極めて史料価値の高いものであることが明らかとなった。また、北海道に関しては、歴史的に見て特殊な事情があるが、これまで深く検討されてきた開拓使以後についても史料が一定程度に残されていることを把握した。

明治中期以降については、前記した埼玉県に加え、群馬県と長野県に関して史料が充実していた。後述するように、明治10年代以降の地方自治制度の形成を背景に地方官舎は新たな段階を迎えることになるのであるが、群馬県と長野県では、その時期に建設された官舎の平面図が複数確認され、展開期における地方官舎の動向を知ることのできる史料として貴重であることが知られた。

大正期および昭和戦前期の動向に関しては、宮城県、神奈川県、奈良県、京都府、山口県で史料の現存が顕著であった。これらからは、当時の地方官舎を比較検討することが可能になるのみならず、特に神奈川県では官舎の増改築が複数例で確認され、これらは住宅に対する考え方の変化を考察することの出来る史料として重要と考えられた。

なお、各県の史料に関しては、前記した各県を中心に本研究期間において概ね7割程度の収集を完了することができたが、未だ完全とは言い難い。これらについては引き続きの収集を期したい。

(2) 収集史料にみる近代地方官舎の変遷

① 明治初期

明治初期には、新政府の地方支配体制の模索過程を背景に、地方官舎は特に制度の面から政府により規定された。明治5年(1872)5月に大蔵省により制定された『第舎貸渡規則』が端緒となった。これは「新置縣ニテ更ニ第舎建營ノ」際に遵守すべき規範として定められたものであり、そこには官舎の平面規模が職階に応じて4段階に区分されて示されていた。地方支配に対する大蔵省の強い意思が反映された結果であった。実際、規則の制定後に各府県で計画された官舎について見れば、管見の及ぶ限り、規則は殆どの場合において遵守されていたことが確認できた。また、この規則は、結果的に廃藩置県以降も府県の編制が繰り返され模索され続けていく中で、内容の厳格さ故に運用上の柔軟性を欠き、制定から2年ほどで廃止されることとなったが(明治7年12月)、次の主要な官舎規則で

ある『官舎貸渡規則』(明治9年5月)が制定されるまでの期間について見ると、廃止後に計画された官舎にも規則が準用されていたことが知られた。この点は注目されるべき事実であった。規則の影響力の大きさが垣間みられる。

②地方自治制度の形成と地方官舎の再編

明治9年(1876)5月に『官舎貸渡規則』が制定されたことにより、明治7年(1874)12月より原則的に禁止されていた官舎の新築が、制度の上では全ての府県で認められた。しかしながら、明治10年代前半期の地方官舎に関してみる限り、西南戦争やこれと前後して頻発した農民一揆等に因り逼迫した国家財政の下、新築はもとより既存官舎の修繕も十分に為され得る状況になかったことが知られた。

このような状況の中で、地方三新法(『郡区町村編制法』『府県会規則』『地方税規則』、いずれも明治11年7月)は制定された。これらは、地方自治制度の原形と評価される一方で、特に『地方税規則』の点から見ると、政府の財政的負担を地方に転嫁する意味合いを有するものであった。官舎費に関して言えば、結果的に一連の流れの中で、府県庁舎や府県監獄と並び、明治14年(1881)7月を境に実質的に地方費に転嫁されていった。

上記した変化は財政制度の上でのみ生じたわけでは勿論なかった。埼玉県事例からは、以後、地方は官舎の供給制度や維持管理方法についても自ら対応せざるを得ない状況に置かれたことが知られた。とりわけ埼玉県において端緒となった『官舎貸渡規則』(明治14年9月)の、大蔵省による既存の『官舎貸渡規則』に対して、名称の同一性はもとより内容の点でも極めて類似していた点は注目されるべき事実であった。地方に転嫁された官舎制度は、以後も、明治初期に政府により示された考え方の延長線上に展開されたことが示唆される。実際、埼玉県では、精緻化されていく地方制度に対して明治初期に建設された官舎の維持・管理を主とせざるを得ない状況の中で、明治10年代末期から明治20年代を通して、上記『官舎貸渡規則』(明治14年9月)の上に貸渡方法、管理方法、技術、及び居住者の義務などをきめ細かく定めながら、対応方法を精緻化させていったことが知られた。

なお、上記した一連の流れに対し、特に明治20年代前半期においては、地方高官、主として知事および警部長の官舎についてのみ、再び国有化されていったことも明らかになった。府県制の制定(明治23年)とも関係してのことと考えられた。明治21年(1888)11月以後、高官用官舎は急速に整備されていったことも確認できた。以後、地方官舎は戦前期を通して国費による高官用官舎

と地方費による官舎とが制度上において並列的に展開していくこととなった。なお、この時期に整備されたことの知られる長野県の知事官舎からは、設計体制上における政府と地方官舎との関係も読み取れた。地方官舎の、地方制度の展開過程の下に展開されたことが示唆される。

③明治中期の地方官舎

明治14年(1881)7月以降地方費に転嫁されていった地方官舎に関しては、特に群馬県の史料が興味深い。

これによれば、群馬県では明治33年(1900)時点で21棟28戸の官舎を所有していたことが知られた。これらを設置年月の観点から見れば、官舎費が地方に転嫁された明治14年(1881)7月以前に設置されたのが2戸(寄付による)であったのに対し、それ以後に設置されたのは26戸にのぼることが知られた。特に後者に関して言えば、建設時期が明治20年代初頭に集中していた点、これらを所属別にみると殆どが警察と監獄の職員に供給されたことの知られる点が、地方制度の展開過程に鑑みて注目された。全国的な動向までは現時点では不明だが、特に地方自治制度の運用初期において、県が内政の安定化に傾注していたことの現れと考えられた。

なお、この時期の各官舎については、例えば判任官用と見られる官舎だけを見ても、約16坪から約38坪までの幅のあったことが知られた。そしてこの点は、前記した『官舎貸渡規則』(明治5年5月、大蔵省)において、全ての官舎(知事から等外吏まで)が36坪から18坪の範囲におさえられていたこと、特に判任官用は25坪と21坪の二種類であったことと比較するとき、大きな違いであった。明治10年代以降の地方制度の整備過程の中で、特に地方の行政実務を担当する判任官の職制が精緻化されていったことに鑑みれば、地方官吏制度を背景として、地方行政の実情を反映しながら、県がそれまでの制度の上に独自にきめ細かい対応を為した結果と考えられた。なお、各官舎の間に職階と平面規模の対応関係が貫徹されている点は明治初期に対して違いがなく、また、職階が上昇して平面規模が増すに従い主として接客空間の格式性が強調されていく点からは、近世江戸期の武士住宅との相関性を読み取ることができた。明治初期の動向を踏まえて言えば、明治中期の地方官舎は、一定程度に地方独自の対応が為されたにせよ、明治初期に見られた住宅平面の職階に基づく秩序理念の上に、精緻化されていく地方官吏制度を背景として展開されたとと言えるだろう。

④大正期・昭和戦前期の地方官舎

大正期から昭和戦前期の地方官舎に関しては、宮城県、神奈川県、京都府、奈良県、山口県等において史料が充実しており、比較

考察の可能な点が注目された。また、特に神奈川県および奈良県の史料からは、当時、府県間において、官舎制度や公的住宅供給の対応方法に関して文書による応答のあったことも確認でき、注目された。明治初期に政府主導で地方官舎の在り方が規定されていたのに対して、この時期、地方が情報共有を図りながら官舎の在り方に関して模索していた様子を垣間みることができた。

なお、この時期の官舎平面について見ると、以下の二点が大きな特徴であった。

第一に、同一府県内の官舎について平面規模の違いによる平面構成の違いの観点から見ると、管見の及ぶ限り府県の違いを問わず、平面規模が増すに従い、主として接客空間の格式性の強調されていたことが知られた点である。

第二に、同等程度の平面規模の官舎について場所(県)の違いによる平面構成の違いの観点から見ると、特に生活空間に関して、例外無く水廻りが住宅北側にまとめられて配置されていた点、居室の方位に対しての配慮が読み取れた点、続き間以外の空間に対する配慮の読み取れた点などに共通点を見出すことができた。これらは先学により指摘されている当時一般の動向とも重なる点があり、我が国近代の住宅平面の展開過程を理解する上で興味深い動向と捉えられた。

なお、以上の動向は、本研究代表者がこれまでに検討してきた諸省の官舎とも共通する点が多く、住宅平面に対する考え方の、管轄によらない共通点が見出される点も注目された。ただし、管轄によらない共通点が多く見出されるとは言っても、各地方官舎の平面の間には違いもまた確認することができたのであり、それらの違いが何に起因するかを検討することもまた、日本近代住宅の変遷を理解する上で次なる重要な課題として指摘しておきたい。

⑤今後の研究展開と新たな課題

以上、本研究成果の概略について述べた。これらについては後述する論文において発表した。また、今後は更に史料の精査を進め、同時に未完了の史料については収集を進め、成果を公開していく予定である。一方、最後に、本研究を進める中で浮上してきた特に重要と考えられる新たな研究課題について示し、次なる研究展開について検討しておくこととしたい。

技術者の問題についてである。

前記した通り、地方官舎費は明治 14 年(1881)において地方に転嫁され、地方は官舎に関して独自に対応しなければならない状況に置かれた。このことは、新たな地方官舎の建設に際しては、地方が自ら擁する技術者で対応しなければならなくなったことを意味する。一方、明治 20 年代に国庫に再編入

された高官官舎に関しても、結果的に見れば、費用の負担が国庫となったのみであり、設計その他の建設体制は地方が中心的に為したことが知られた。ここにおいて、地方官舎組織の重要性が浮上する。即ち、そうした建設活動を実施していく上で、地方には官舎組織を整える必要性が生じたと考えられる。

では、このような地方制度上の展開過程と、地方官舎組織の成立および展開の過程はどのように交錯しているのだろうか。土木技術の分野では、例えば埼玉県では明治初期から土木技術者を養成する体制を整えていたことが指摘されているが、建築技術者についてはどのようであったのだろうか。この点に関して既往の成果を概観すると、建築史分野における地方官舎組織の成立と人材育成、建築知識の伝播といった問題に関しては殆ど明らかにされていないことが知られた。しかしながら、これらの問題を解明することは、地方における建築技術の伝播や、我が国地方建築の近代化を理解する上で極めて重要な課題と考えられる。試みに埼玉県の史料を見れば、明治初期の技術者の記録や経歴の知られる史料が現存することも知られた。今後は、特にこれらの問題に対しても積極的に取り組んでいく必要性を痛感した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

- (1) 崎山俊雄、「明治 20 年代～30 年代における群馬県の官舎建築について」、『日本建築学会東北支部研究報告集』、査読無、第 75 号、計画系、pp. 113-116、2012. 6
- (2) 崎山俊雄、飯淵康一、安原盛彦、「明治 10 年代～20 年代における地方官舎の供給制度について」、『日本建築学会計画系論文集』、査読有、第 675 号、pp. 1215-1222、2012. 5
- (3) 崎山俊雄、「明治 10 年代前半期における地方官舎建築について」、『日本建築学会東北支部研究報告集』、査読無、第 74 号、計画系、pp. 117-120、2011. 6
- (4) 崎山俊雄、飯淵康一、安原盛彦、「大正期～昭和戦前期における地方官舎の平面構成について」、『日本建築学会東北支部研究報告集』、査読無、第 73 号、計画系、pp. 215-218、2010. 6

[学会発表] (計 2 件)

- (1) 崎山俊雄、「明治 20 年代前半期における地方高官用官舎の成立」、日本建築学会大会(関東)、2011. 8. 23、早稲田大学
- (2) 崎山俊雄、「日本統治初期における台湾総督府の官舎制度について」、日本建築学会大会(北陸)、2010. 9. 9、富山大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

崎山 俊雄 (SAKIYAMA TOSHIO)

秋田県立大学・システム科学技術学部・准
教授

研究者番号：50381330